



1. 概要

琵琶湖総合開発事業の基本目標は、琵琶湖の恵まれた自然環境の保全と、汚濁しつつある水質の回復をはかることを基調に、琵琶湖及びその周辺地域の保全、開発及び管理についての総合的な施策を推進することにより、その資源を正しく有効活用し、関係住民の福祉と近畿圏の健全な発展に資することである。

事業は、昭和47年度から平成8年までの25ヶ年にわたり実施されたが、その事業内容は、水資源開発公団（現水機構）が実施した「琵琶湖開発事業」と国、県、市町村等が実施した「地域開発事業」で構成されている。

水資源開発公団（現水機構）施行の「琵琶湖開発事業」は、昭和48年3月に建設省（現国土交通省）より事業を承継し、適切な水資源の管理と利用を図るための治水と利水対策事業の他、多種多様な水位変動対策を実施し、平成4年3月末に水資源開発公団（現水機構）事業は完了、管理業務に移行した。

2. 管理の目的

◆治水

湖岸堤及び管理用道路並びに内水排除施設等を新築、又は改築し、計画高水位を基準水位B. S. L. +1.40mとして、瀬田川洗堰の操作と合わせて琵琶湖周辺の洪水を防御するとともに、下流淀川の洪水流量の低減を図る。

◆都市用水

常時満水位を基準水位B. S. L. +0.30m、利用低水位を基準水位B. S. L. -1.50mとし、大阪府内及び兵庫県内の都市用水として、最大40立方メートルを供給する。

水道用水

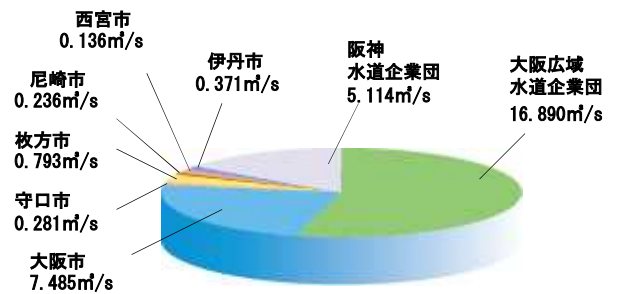
阪神地区の水道用水として最大毎秒31.306立方メートルを供給する。

工業用水

阪神地区の水道用水として最大毎秒8.694立方メートルを供給する。

利水供給先（水道）

合計／31.306 m³/s



利水供給先（工業）

合計／8.694 m³/s

